

令和8年 第3回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 令和8年3月3日(火)
10時00分から10時50分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2・3委員会室
- 3 出席者 (4名)
- | | | |
|------|----|----|
| 教育長 | 相澤 | 要 |
| 教育委員 | 河原 | 宣孝 |
| 教育委員 | 森野 | 志保 |
| 教育委員 | 石川 | 貴工 |
- 4 出席職員 (17名)
- | | | |
|----------|----|----|
| 教育委員会部次長 | 福原 | 義人 |
| 教育委員会部次長 | 田畑 | 直樹 |
| 教育委員会部次長 | 角川 | 具哉 |
| 指導主幹 | 稲村 | 和典 |
| 指導主幹 | 野口 | 泰秀 |
| 指導参事 | 瀬川 | 航平 |
| 学務課主幹 | 高津 | 寛人 |
| 学務課主幹 | 武田 | 文吉 |
| 学校教育課主査 | 戸野 | 晶雄 |
| 学校教育課主査 | 真籠 | 美香 |
| 生涯学習課長 | 立澤 | 雅彦 |
| 生涯学習課主幹 | 恒川 | 敦史 |
| 生涯学習課主査 | 松本 | 芳樹 |
| 給食センター主査 | 大森 | 晴海 |
| 西公民館長 | 竹中 | 利哉 |
| 東公民館長 | 門間 | 勝司 |
| 図書館長 | 堺 | 啓 |

- 5 議事日程
- 議案第1号 別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第2号 別海町学校給食費の改定について
 - 議案第3号 令和7年度教育費予算の補正について
 - 議案第4号 令和8年度教育費予算について
 - 議案第5号 令和8年度教職員の人事について

教育長
(相澤要君)

－【開 会】－

ただいまから、令和8年第3回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は4名です。

別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたり私から一言ご挨拶申し上げます。

みなさん、おはようございます。

年度末のお忙しい中、ご出席いただき有り難うございます。

3月に入りました。例年より雪が少なく、暖かい日が続いています。明日の公立高校の入試も天気心配はなさそうです。子どもたちの人生の大きな節目である卒業式も晴れることを願っています。

さて、イタリアのミラノを中心に開催されたオリンピックが終了しました。本町の中学生14名は二つの班に分かれて応援に行ってきました。

世界最高の舞台で活躍する3名の先輩をはじめ、一流の選手の滑りを目に焼き付けて帰ってきました。子どもたちにとって大きな励みになったと思います。

大会の閉幕と同時に4年後に向けて時間が動き出しています。次回は、今回出場した3名に加えて何名かの代表が本町出身者から選ばれること、そして8年後のオリンピックでは、今回応援に行った子どもの年代から代表が出て更に別海町が沸き返ればよいと考えているところです。

今日は、議案が5件ございます。

よろしく願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長

日程第2前回会議録の承認に入ります。

(相澤要君) 令和8年第2回の会議録につきまして、事前に委員の皆様にも事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

教育長 (相澤要君) 「なし」の声あり
なければ承認することとしてよろしいですか。

教育長 (相澤要君) 「はい」の声あり
第2回の会議録について承認することといたします。

教育長 (相澤要君) **－【報告】－**
日程第3報告に入ります。

教育長 (相澤要君) 2月13日に開催いたしました令和8年第2回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。

教育部次長 (角川具哉君) はい、角川次長。
2月13日に第2回教育委員会議を開催以降、本日までの行事や実施事業等につきまして、お手元の資料により報告いたします。

2月13日、第8回定例教頭会議を開催し、教育長及び関係職員が対応しています。

2月15日、冬季オリンピック・スピードスケートのパブリックビューイングが開催され、教育長及び関係職員が対応しております。

2月16日、教育長再任にあたり職員への挨拶及び訓示を行いました。

2月16日、尾岱沼下の句カルタ少年団表敬訪問があり、教育長及び関係職員が対応しています。

2月18日から22日まで、イタリアで開催されたミラノ・コルティナ冬季オリンピックに教育長がおもむき、町内出身選手の応援を行いました。

2月18日、令和7年度第4回根室管内市町教育委員会教育長会議が開催され、教育部長が対応しております。

3月1日、第73回別海高等学校卒業証書授与式及び第53回農業特別専攻科修了証書授与式に、教育長及び瀬川指導参事が出席しております。

3月2日、日本バツハコンクール全国大会に出場した小学生2名の表敬訪問があり、教育長及び関係職員が対応しています。

本日、第3回教育委員会議となっております。
以上で報告を終わります。

教育長 **－【議事】－**
それでは、日程第4議事に入ります。

(相澤要君)

議案第1号別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明願います。

はい、真籠主査。

学校教育課主査
(真籠美香君)

それでは、議案第1号の説明の前に、本議案に関連する別海町の奨学資金制度について、議案資料により説明いたします。

議案資料4ページをお開きください。

資料の表は、左から順に、所属、名称、目的、趣旨、資格条件等、支給額、支給期間及び返還、償還となっています。

最上段は、地域創生課で進めています新制度の社会勉強バックアップ・Uターン加速事業です。目的、趣旨は、子育て世帯に対する支援と、本町へのUターンの促進となっています。

制度概要につきましては、金融機関の奨学ローンを借りる保護者を対象とし、月額100千円以内、総額5,000千円以内を、大学等の修学期間支給し、償還期間は最大10年間でUターンの有無に関わらず利子返済額を全額支援、町内にUターンし就職した場合には職種、雇用形態の制限なく元金返済額を全額支援するものとなっています。

次に、上から3段目、当課所管の別海町奨学資金、貸付けの現行制度を記載しています。

目的、趣旨は、町の振興と発展に役立つ有能な人材の養成と充実、経済的理由によって就学困難な者に対する奨学資金の貸付けとしています。

それでは、議案第1号別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案書の1ページをお開きください。

本条例は、奨学資金の貸付けについて必要な事項を定めるものです。

近年の大学の授業料をはじめとする教育に係る経費の引上げや物価高騰等による学生の生活費が増加傾向にあり、学生及び保護者の経済的負担が深刻化している状況にあります。

このような状況に対応するべく、経済的理由により教育の機会を断念することのないよう、奨学資金貸付け内容の拡充等による教育機会の確保を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、主な改正内容を別冊議案資料の新旧対照表でご説明します。

議案資料の1ページをお開きください。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所です。

上段第2条資格並びに要件の改正は、奨学資金の貸付を受ける者の、第1号から第4号までに規定する資格要件の在学する学校の指定を、学校教育法に規定する大学、大学院、専修学校に在学する者に改め、その者の要件として、申請時において本町に住所を有する者を追加するものです。

第3条、貸付申請につきましては、申請期限を4月10日までと定めていましたが、家計急変等の緊急的対応による利便性を考慮し、具体的な申請期日は規則で定めることとし、本条例から削除するものです。

資料2ページをお開きください。

上段第5条、貸付額につきましては、近年の授業料の引上げや物価高騰の影響により、経済的理由による進学断念を防ぐため、貸付額を月額30千円の限度としていたものを、月額100千円以内に増額するものです。

また、本町での就労要件を加味した新たな就学支援事業との関連性を考慮し、ただし書きに規定する在学学校による額の設定を削除するものです。

中段第8条奨学資金の償還につきましては、貸付額の増額に伴い、利用者の償還負担軽減を図るため、償還期間を5年間から10年間に改めるものです。

下段第11条償還金の減免、第2項につきましては、本町での就労要件を加味した新たな就学支援事業との関連性を考慮し、削除するものです。

なお、附則といたしまして、第1条施行期日、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、次のページ、第2条経過措置として、この条例による改正後の第2条及び第5条並びに第8条第1項の規定は、施行日以後に奨学資金の貸付けを受けようとする者に適用し、現に奨学資金の貸付けを受けている者については、なお従前の例によることとするものです。

以上で説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第1号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号別海町学校給食費の改定について、事務局、説明をお願いいたします。

はい、大森主査。

給食センター主査
(大森晴海君)

議案第2号別海町学校給食費の改定に係る学校給食センター運営委員会からの答申について内容説明をします。

議案は、3ページから5ページとなります。

令和8年2月13日付けで諮問しました学校給食費の改定について、令和8年2月19日開催の学校給食センター運営委員会において審議され、現行の学校給食費は平成26年4月1日の改定から約10年が経過しており、近年の食材費高騰により、給食費財源のみでの安定的な給食提供が困難となっている状況や町負担額の年々の増加を考慮すると、適正な受益者負担の観点から改定はやむを得ないこと。

また、改定額の幅については、10年間の据え置き期間における物価上昇率や、管内他市町の動向との整合性も図られ妥当な範囲内となっており、栄養バランスの維持と給食の質的向上を図るためには必要な措置であること。

なお、児童生徒については町独自施策による無償化が継続されるため、実質的な保護者負担は生じませんが、教職員等への影響は避けられないものの、改定の必要性を踏まえると理解を得られるものと考えたとの判断理由により給食費の改定については、適当であるとの答申がありました。

給食費の改定額については、小学校の給食費が現行249円から、改定後300円へ、1食あたりは、51円の増、中学校の給食費は、現行289円から改定後350円へ、1食あたり61円の増となり、保育園及び幼稚園の給食費については、現行どおり据置きとなります。

以上で内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第2号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

はい、石川委員。

教育委員
(石川貴工君)

1食あたりは、小学校は51円の増、中学校は61円の増となっており、物価高で食材費が上がっているかと思いますが、何年間を見越してこの金額でしょうか。

教育長

はい、大森主査。

(相澤要君)
給食センター主査
(大森晴海君)

今回の改定額については、昨年からの物価上昇率が、1.68パーセントであり、そのまま給食費に転嫁しますと一食あたり400円近く上がってしまうので、管内各市町の給食費の改定状況を勘案しまして、物価上昇率よりは抑えた額にしています。

また、今後の物価上昇率をみまして3年から5年おきに給食費の改定について検討していきたいと考えております。

以上です。

教育長
(相澤要君)

よろしいですか。

その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号令和7年度教育費予算の補正について、事務局、順次説明をお願いいたします。

はい、角川次長。

教育部次長
(角川具哉君)

議案第3号令和7年度教育費予算の補正について説明させていただきます。

初めに私から教育委員会全体の補正内容及び合計額についてご説明申し上げます。

まず今回の予算補正全般に係る考え方についてですが、3月補正につきましては、ほとんどが事業の確定による執行残、及び事業費精査等に伴う減額補正が主なものとなっていますので、歳入歳出の合計のみ説明します。

議案第3号の別冊資料の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

歳入では、2ページ下段の合計額、教育委員会歳入全体で36,122千円の減額補正となっております。

次に、歳出です。3ページにお進みください。

12ページにかけまして、歳出では、12ページ下段の合計額、教育委員会歳出全体で93,838千円の減額補正となっております。

引き続き、各課から執行残及び精査等以外の理由による補正を中心に説明しますのでよろしく申し上げます。

学校教育課主査
(真籠美香君)

それでは、執行残及び事業費精査以外の理由により補正するものについて、別冊の補正予算資料にてご説明いたします。

まず、歳入です。

補正予算資料の1ページ中段をご覧ください。

15款国庫支出金2項7目教育支援体制整備事業費補助金の374千円の減につきましては、補助金申請取下げによる減額となります。

本件については、当初、教育支援体制整備事業費補助金の活用を予定していましたが、交付申請後に国の交付要綱が改正され、非常用電源や蓄電池などの備品整備が必須条件となりましたが、町内全校にこれらの設備を整備する予定がないことから、補助金申請を取下げ、財源をふるさと応援基金繰入金に組み替えるものです。

続きまして、資料1ページ、1番下の欄、22款町債1項6目通学バス購入事業債の9,900千円の減につきましては、辺地対策事業債の町割当限度額が超過したことから、ふるさと応援基金繰入金に組み替えるものです。

以上で歳入に関する説明を終わります。

生涯学習課主幹
(恒川敦史君)

続きまして、私の方からは、生涯学習課の増額補正分についてご説明いたします。

歳出になりますが、補正予算資料7ページの下から3段目になりますが、10款5項4目文化団体等派遣費補助事業、派遣費補助金790千円の増ですが、これにつきましては、ピアノやプログラミング等の全国及び全道大会に出場する個人及び団体が例年よりも件数が多くなったことにより派遣費に不足が生じたため今回増額するものです。

なお、昨年度の最終的な実績が11件なのに対し、今年度は現段階で、すでに18件となっていることを申し添えます。

以上で、生涯学習課に係る増額分についての説明を終わります。

最後に、中央公民館所管分について御説明いたします。

生涯学習センター長
(福原義人君)

はじめに歳入です。別冊の補正予算資料の2ページ中段をご覧ください。

14款1項7目社会教育使用料で、行政財産使用料から、その他雑入までの225千円の増については、利用増加見込みによるものです。

次に、歳出になりますが、中央公民館所管分は、同じく補正予算資料の9ページから10ページ中段にかけてとなります。

はじめに、9ページ上から9行目、10款5項9目生涯学習センタ

一費、生涯学習センター管理経費、10節需用費の光熱水費1,798千円の増と、同じく9ページ、そこから6行下がっていただき、9目生涯学習センター費青少年プラザ管理経費の、10節需用費の光熱水費243千円の増は、ともに利用の増加見込みのために増額するものです。

次に、そこから2行目戻っていただき、9目生涯学習センター費生涯学習センター管理経費の13節使用料及び手数料、自動車等借上料315千円の増は、施設周辺排雪に伴う車両借上げを見込んだものです。

以上で、3月補正予算の概要説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第3号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第4号令和8年度教育費予算について、事務局、順次説明をお願いいたします。

はい、角川次長。

教育部次長
(角川具哉君)

それでは、議案第4号令和8年度教育費予算について私から概要についてご説明いたします。

別冊資料、令和8年度教育費予算の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

予算科目は、款の欄で、金額は見積額の欄で説明します。

13款分担金及び負担金19,982千円は、学校給食費の負担金です。

14款使用料及び手数料4,032千円は、各施設の使用料です。

15款国庫支出金278,838千円は、主に、上春別小学校及び上春別中学校の照明のLED化及びトイレの改修事業、町営野球場整備事業に伴う補助金です。

16款道支出金44,217千円は、町民温水プール整備事業に伴う補助金が主なものです。

17款財産収入4,481千円は、教員住宅使用料が主なものです。

19款繰入金721,700千円は、ふるさと応援基金及び子ども・子育て応援基金の繰入金です。

2ページにお進みください。

21款諸収入14,744千円は、奨学資金貸付金収入と雑入のスポーツ振興くじ助成金が主なものです。

22款町債255,700千円は、別海高等学校教育支援事業や、スクールバス購入事業、町民温水プール整備事業に伴う起債が主なものです。

以上、歳入合計で、1,343,694千円となっています。

次に歳出です。3ページをお開きください。

予算科目は項の欄で、金額は要求額の欄で説明します。

2款1項総務管理費47,327千円は、別海高等学校教育支援事業に係る予算です。

10款1項教育総務費35,112千円は、事務局全般に係る経費及び奨学資金が主なものです。

次に、2項小学校費491,327千円は、上春別小学校の照明LED化及びトイレ様式化改修工事、スクールバス購入経費、義務教育学校整備事業が主なものです。

次に、3項中学校費234,833千円は、上春別中学校の照明のLED化及びトイレ洋式化改修工事が主なものです。

次に、4項幼稚園費23,190千円は、幼稚園園舎等施設管理経費のほか、事務経費及び運営経費が主なものです。

次に、5項社会教育費236,075千円は、青少年プラザ整備事業、東公民館改修事業、図書館整備事業、ヤチカンバ群落地保護事業、アイヌ施策推進事業が主なものです。

4ページにお進みください。

6項保健体育費1,218,708千円は、アスリート支援事業、町営野球場整備事業、町民温水プール整備事業が主なものです。

以上、総務費及び教育費を合わせまして、2,286,572千円の予算となっております。前年度と比較しますと、516,405千円の増額となっています。

続きまして、5ページをお開きください。

令和8年度、教育委員会が実施します事業について、各所管から新規事業や重点とする事業を抜粋して事業内容の説明をします。

その後、質問をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

引き続き、私から、令和8年度学務課が実施する主な事業について

説明します。

資料の6ページをご覧ください。

最下段、義務教育学校整備事業97,210千円は、別海中央地区の義務教育学校整備について基本設計を業務委託するものです。

なお、基本構想においては、新しい義務教育学校は校舎一体型で新築することとしていましたが、今般の資材高騰などの影響による建設費高騰が見込まれることを踏まえ、より具体的な設計図やそれに伴う財源などを考慮しながら、本基本設計の中で建設方法を再整理し進めることとしています。

7ページをご覧ください。

1段目、小学校校舎等整備事業は、5校分の事業費総額で100,095千円です。

事業費の大きいものとしては、事業中、中段の別海中央小学校整備事業25,200千円は、屋上防水工事を行うもので、その2つ下、上春別小学校整備事業60,699千円は、照明設備のLED化改修工事やトイレの洋式化改修工事などを行うものです。

8ページをご覧ください。

2段目、中学校校舎等整備事業は2校分の事業費総額で41,163千円です。

事業費の大きいものとしては、事業費中2段目、上春別中学校整備事業38,300千円は、照明設備のLED化改修工事やトイレの洋式化改修工事などを行うものです。

学務課の主な事業は以上です。

学校教育課長
(田畑直樹君)

続いて学校教育課の主な事業を説明します。5ページまでお戻りください。

外国青年招致事業です。

本事業は、英語指導助手ALTを任用し学校訪問等を進めるものですが、現在4名いるALTのうち1名、シュナイダーハン・サミュエル・ヘイル・スティーブンスが今年7月に退職を予定しています。このことから、令和8年度に新たに1名のALTを採用します。

なお、新しいALTは7月末頃に来町する計画です。

事業費は21,691千円です。

学校教育課分は以上です。

生涯学習課長
(立澤雅彦君)

続いて、生涯学習課の主な事業を説明します。

10ページをお開きください。

上から5段目、アスリート支援事業2,250千円については、町内のスケート少年団員が練習場所を求めて十勝などで15回程度合

生涯学習センター長
(福原義人君)

宿を実施していますが、その合宿に伴う宿泊費と交通費の一部を支援することで、スケート人口の維持や底辺拡大に資するための事業になっています。

次に、11ページ1段目、町営野球場整備事業471,300千円については、老朽化し、電気点検で指摘事項に上げられている高圧ケーブルとキュービクル内設備の更新やスコアボードの電光化等となっています。

本整備を実施することで、減少傾向にある野球人口の維持や底辺拡大につなげるほか、パイロットスピリッツの集客力を強化すること、また軟式野球大会の全道、全国規模の大会等を誘致することで、交流人口拡大につながり、宿泊、飲食、観光関連事業への経済波及効果も期待する事業になっています。

以上で、生涯学習課分の説明を終わります。

続きまして、令和8年度中央公民館の主な事業を説明します。

資料は、令和8年度教育費予算の10ページ上から2段目をご覧ください。

青少年プラザ整備事業9,800千円は、生涯学習センターの附帯施設であります青少年プラザの老朽化が著しい暖房設備、温水ボイラーの更新8,800千円と小中高校生の利用が多いことを考慮し、駐輪場としてサイクルスタンド設置工事1,000千円を行おうとするもので、それらに係る所要の経費を計上したものです。

いずれも、当該施設の老朽化への対応、利用者への利便性と、安全かつ快適に利用できるよう整備したいとするものです。

なお、財源につきましては、地方債8,800千円及びふるさと応援基金繰入金1,000千円を充当することとしています。

以上で、中央公民館所管分の内容説明を終わります。

続きまして、東公民館分の内容説明をいたします。

9ページ下段から3段目、東公民館改修事業になります。

事業内容は、トイレ改修工事及び非常灯改修工事です。

東公民館は災害等が発生した場合に避難所として開放されますが、トイレの老朽化による課題、特に身障者トイレは、設備面、機能面、共に不便が多いため、オストメイトを設置し、併せて扉や床、洗面台等の室内設備を全面的に改修いたします。

また、2階男性トイレ、1階女性トイレ、それぞれ1基ずつ和式から洋式へ変更し、付随する給排水設備の改修も同時に行います。

非常灯改修工事については、点検時に館内11か所の非常灯用バッテリーの劣化が確認されたため、災害時避難所機能の維持を目的

東公民館長
(門間勝司君)

図書館長
(堺啓君)

し、交換をするものです。

以上で東公民館説明を終わります。

続きまして図書館分の内容説明をいたします。

9ページ下段、図書館整備事業です。

本事業は、近年の高温多湿な気候に伴い、事務室内も高温多湿となり体調不良となる職員も出たことから、図書館事務室にエアコンを設置する事業となっています。

続きまして、郷土資料館分です。

8ページ下段、ヤチカンバ群落地保護事業です。

国指定天然記念物西別湿原ヤチカンバ群落の保存活用を図る事業です。

令和8年度は西別湿原ヤチカンバ群落の調査やモニタリングを実施し、保護対策検討委員会を開催して、西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画を策定する予定です。

続きまして10ページ上段、アイヌ施策推進事業です。

令和5年度からアイヌ政策推進交付金で5か年実施している事業の4年目の事業になります。

令和8年度は、加賀伝蔵アイヌ語記録集の制作と令和5年度に制作した、絵本アイヌ語通辞加賀伝蔵物語の増刷を行う予定です。

アイヌ文化や歴史への理解を深めてもらうことを目的としています。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第4号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

はい、河原委員。

教育委員
(河原宣孝君)

はい、学校施設の照明器具の整備についてLED化という言葉が何度か出てきていますが、内容を詳しく教えてください。

教育長
(相澤要君)

はい、武田主幹。

学務課主幹
(武田文吉君)

はい、それではご説明いたします。

LED化ですが、今回実施する上春別小学校、中学校の校舎の照明は今、すべて蛍光灯及び水銀灯になります。校舎及び外灯を含め、敷地内にある照明すべてをLED化する予定です。

以上です。

教育長
(相澤要君)

その他ございませんか。

教育委員

はい、石川委員。

はい、歳出の所属別4ページ、総合スポーツセンター費の要求額に

(石川貴工君) ついてですが、野球場の整備事業が入っているということでしょうか。

教育長 (相澤要君) はい、立澤課長。

生涯学習課長 (立澤雅彦君) そのとおりです。

教育長 (相澤要君) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 (相澤要君) 御質問等がなければ採決いたします。

(相澤要君) 議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 (相澤要君) 異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定することといたします。

次に議案第5号ですが、こちらは日程第5その他の後に説明、採決を行いますので、よろしくをお願いします。

－【その他】－

教育長 (相澤要君) それでは日程第5その他に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 (相澤要君) その他、委員の皆様からありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 (相澤要君) それでは、再び日程第4議事に入ります。

(相澤要君) 議案第5号ですが、こちらは人事案件になりますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 (相澤要君) 異議がないようなので、議案第5号は非公開といたします。

ここからの会議は非公開となりますので、関係する職員以外は退席をお願いいたします。

－（非公開）－

教育長 (相澤要君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ご質問がなければ、採決させていただきます。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 (相澤要君) 異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することといたします。

それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和8年第3回教育委員会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－